

文芸

短歌

○夕凧で犬連れ散歩に集いたる嫗ら
漫るに詩読み歩む
田口 正子(南川又)

●ほんの少し土押し上げて啓蟄は
まるで地球がふくらむような
中島三千代(桜の郷)

●ほほえみを浮かべて赤子は四世
代家族のまなか清しき瞳
河野 久子(昭 和)

●そこに建つただそれだけで温かい
閉校となる川根の校舎
秋山 正志(越 安)

●夫に添い栄養指導共に受け献立
て見なおす手立てとなしぬ
二宮不二子(大 戸)

●梅の香や桜だよりもちらほらし
みんなみんな春待つところ
浦井 正子(琴嶮第四)

●今年から自家用だけの米づくり
制度変換思いは馳せる
片岡 忠彦(長 岡)

●みちのくの古き友より届きたる
赤きリンゴを陽に晒し見る
皆藤 利通(下土師)

●七十年過ぎし我が身を振り返り
悔みし事の多きを嘆く
高田 宗雄(大 戸)

●通夜に逢い友はわが背に寄りか
かり耳打ちするは心臓麻痺かと
岡山 一二(上石崎)

(評) 田口さん「静かになった夕方頃、犬を連れて散歩に集まってくるおばあちゃん仲間が俳句や短歌などの話をしながら、そぞろ歩きをしている情景が浮かんでくる。」

●中島さん「啓蟄は、冬ごもりの虫がはき出して来るという意味で、3月5日頃のこと、春の季語となつている。河野さん「四世代とあるから曾孫が生まれ、赤ん坊が家族の真ん中で可愛がられている様子。秋山さん「小学校が温かい思い出に残っているだけで、温かい思い出につながる。」

俳句

○山峡の団地ひそやか斑雪
岡山 一二(上石崎)

●漱石ならば猫抱くらん日向ぼこ
中島三千代(桜の郷)

●冬晴れや青が目に染む遠筑波
浦井 正子(琴嶮第四)

●旅で求めし黄の蔓珠沙華のびやかに
秋山 禮子(越 安)

●梅開く史蹟めぐりに疲れけり
鶴町あいつ(常 井)

●湯豆腐を頬張り寒さ忘れたり
萩谷彰一郎(長 岡)

●豆まきの声々聞こえ雨戸閉つ
高田 宗雄(大 戸)

●目白二羽交互に餌を突きけり
西連寺元子(南川又)

●くるま座に焚火囲みて顔赤し
佐久間 勲(前 田)

●ストレスをためず悠々閑の春
田口 正子(南川又)

(評) 岡山さん「山峡(やまがけ)は、山間(やまあい)に同じ。山と山との間、あるいは山に囲まれた盆地のような所を言う。「斑雪」ははだらゆきとも言う。まばらに降り積もつた雪。山峡の団地の情景を端的にまとめた句。中島さん「もし夏目漱石だったら、猫を抱いて日向ぼこをしていたか。想像をたくみに利用して句にまとめた。浦井さん「冬晴れの遠い筑波山は作者の言うとおりに目に染みるほど青い。西連寺さん「小鳥の動きをよく見ている。俳句はこんなところが大事である。」

お詫びと訂正

広報いばらき3月1日号の本欄にて、誤りがありました。佐久間勲さんの短歌にて、「午から未過ぎて」と記載すべきところを、「丑から未過ぎて」と誤って記載してしまいました。お詫びして訂正いたします。

すこやかニュース

健康増進課
(保健センター)
☎240-7134

健診のすすめ

「何で健診を受けないとダメなの？」
と思つている方はいませんか。病気を発見されるのは怖いし、その後つらい精密検査や治療が待ち構えているとなると、健診に尻込みしたくなるかもしれません。しかし、多くの場合、健診で早期発見された生活習慣病は、生活習慣の改善や適切な治療により、進行を食い止めたり、改善させたりすることができるのです。

じわじわ進行する生活習慣病

生活習慣病を引き起こす原因の一つ、血管の変化は10、15年かけてじわじわと進みます。その間、痛みやだるさ等の自覚症状がなく、自分でも気づきにくいために、知らないうちに血管の変化(動脈硬化)が進行して発症すると言われています。

病気の中には、いつ始まったかわからないような、慢性的な症状の病気もあります。特に、糖尿病や高血圧の場合、ほとんど症状がないことで重病感もなく、ついつい受診が遅くなり病状を悪化させてしまいがちです。自覚症状がない段階で潜在している病気を発見し、今後、生活習慣病になりやすい状態であるかどうかを毎年確認できるのが『健診』なのです。

健康増進課(保健センター) 4月の予定			
日	曜日	事業名	受付時間
8	水	健康相談	9:00~11:30
10	金	乳児健康診査	13:00~13:30
14	火	1歳6か月児童健康診査	13:00~13:30
17	金	2歳児歯科検診	13:00~13:30
24	金	ごっこん教室(離乳食教室)	9:45~10:00
28	火	3歳児健診	13:00~13:30

健診を受けて生活習慣病の予防を

生活習慣病が重なる、動脈硬化が非常に進みやすくなるため、そのまま放置すれば脳梗塞や狭心症・心筋梗塞などの命にかかわる重大な病気を引き起こす可能性がとても高くなります。健診は、その年の身体の状態を調べるだけのものではなく、かくれた異常を早く見つけるとも良い機会です。身体の変化を早期に発見し、生活習慣病を予防するために、是非、家族やご近所など声をかけあって、地域ぐるみで健診を受けるようにしましょう。

市街化調整区域における

区域指定の一部を縮小します

茨城町では、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)に基づき、平成21年3月と平成25年6月において、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(以下、警戒区域等)が茨城県知事により指定・告示されました。

これにより平成16年6月、茨城県知事より指定・告示された都市計画法及び茨城県条例に基づく区域指定制度によって指定された一部区域について、警戒区域等との重複箇所が生じていることから、これらの警戒区域等が指定された土地の一部について、都市計画法及び茨城県条例に基づき、区域指定の一部縮小を行います。

詳細につきましては、茨城町役場1階の11番窓口・都市建設課までお問い合わせください。

【縮小対象集落】

区分	集落番号	大字
11号区域	3-7	長岡(農協周辺)
12号区域	4-1	下石崎(小学校周辺)
〃	4-2	下石崎(長洲周辺)
〃	4-4	上石崎(東永寺県道沿い)
〃	4-5	上石崎(船渡地区)
〃	4-7	網掛
〃	4-8	海老沢
〃	4-16	南川又・南栗崎・野曾

【問合せ先】 都市建設課都市計画グループ
☎240-7115

合併処理浄化槽設置補助金の 希望者を募集いたします!

町では、し尿と生活雑排水を一緒に処理できる合併処理浄化槽を設置する方に対して予算の範囲内で設置費用の一部を補助しています。

◎補助内容

補助人槽	補助限度額(1基あたり)	補助対象要件
5人槽	645,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)以下のもの
7人槽	772,000円	延べ床面積 140㎡(約42.35坪)を超えるもの
10人槽	959,000円	台所及び浴室が2ヵ所以上ある場合(二世帯住宅等)

※補助を受ける方のうち、既設の単独処理浄化槽を撤去する場合、撤去費用の一部(限度額90,000円/基)を補助します。

◎受付期間

平成27年4月1日(水)～
5月11日(月) ※閉庁日は除く
午前8時30分～午後5時15分

◎申し込みできる方

公共下水道区域及び農業集落排水事業実施区域を除く区域において、平成28年2月未までに専用住宅(小規模店舗等を併設の場合は住宅部分の床面積が総面積の2分の1以上であること)へ高度処理型合併処理浄化槽(N型)の設置補助事業が完了できる方。ただし次の場合は補助対象となりません。

1. 販売の目的で、合併処理浄化槽付き住宅等を建築する場合
2. 住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない場合
3. 町税等を滞納している場合
4. 個人住宅を新築または、改築する場合

◎申込方法

印鑑をご持参のうえ、下水道課窓口(9番)へ直接お申し込みください。その際、浄化槽を設置する住宅の延べ床面積のうかがいますので、内容をご承知おきのうえお越しくださいますようお願いいたします。

※応募者多数の場合は抽選

【問合せ先】

下水道課公共下水道グループ
☎029(240)7127